

1111

第九

|                |       |       |       |       |       |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| (執行部)<br>長(部長) | 長(部長) | 長(部長) | 長(部長) | 長(部長) | 長(部長) |
| 長(部長)          | 長(部長) | 長(部長) | 長(部長) | 長(部長) | 長(部長) |
| 長(部長)          | 長(部長) | 長(部長) | 長(部長) | 長(部長) | 長(部長) |
| 長(部長)          | 長(部長) | 長(部長) | 長(部長) | 長(部長) | 長(部長) |
| 長(部長)          | 長(部長) | 長(部長) | 長(部長) | 長(部長) | 長(部長) |
| 長(部長)          | 長(部長) | 長(部長) | 長(部長) | 長(部長) | 長(部長) |
| 長(部長)          | 長(部長) | 長(部長) | 長(部長) | 長(部長) | 長(部長) |

政務官(執行部)

(執行部)

蘇滿國境紛争報導ニ関スル件

方三六

軍務課

委

刀屋

昭和十四年六月五日

五〇〇

情報部  
参本

次官ヨリ朝鮮軍參謀長及關東軍  
參謀長宛電報（陸滿密）（至急）

「ノモンハン」事件發生以來之カ報尊ニ関シテ  
ハ現下内外時局ノ機微ナル情勢ニ鑑ミ之  
ヲ統制スルノ必要ヲ認メ關東軍司令部  
ヲシテ一元的ニ統制セシメ日本ニ於テモ之  
ニ照應シテ處理スルコトトシ關東軍司令

陸軍

部ノ檢閲済若クハ發表意以外ハ報導ヲ禁  
 止シアリ然ルニ六日東朝ニ琿春及羅南  
 發電ニテ長嶺子事件ノ發表アリ將來  
 滿蘇國境ノ紛爭事件ニ関シ報導ノ不統  
 一ハ國際情勢ニ與フル影響良好ナラサルモ  
 アルニ付今後滿蘇滿蒙國境紛爭豆滿江下  
 流日蘇國境ヲ含ムニ関スル報導發表ハ

別命アル迄「ノモンハン」事件同様関東  
軍司令部ニ於テ統制スルコトトセラレタルニ  
付承知相成度

(関東軍スミ)



740

昭和五年六月五日

(終)

注意、関東軍へハ( )内ヲ(朝鮮軍スミ)ニ  
作ル

満洲文二六

陸軍省  
昭和十四年六月七日  
午前六時

陸軍省  
昭和十四年六月七日  
午後四時

陸軍省  
昭和十四年六月七日  
午後八時

秘電報譯

六月六日午前六時一〇分發

次官宛 發信者 陸軍省參謀長

肉報電 第五九號

陸滿密電五六返

國境紛争ノ報道ニ就テハ軍發表若シクハ檢閲済

ミノモノノ外禁止ノ正式手配セリ又朝鮮軍ニハ

爾後一切ノ報道ヲ禁止スル様要求セリ爾今檢

閲済ノモノニハ軍檢済ト附記セシム

(終)

一 陸

目

1145

満洲 626